

懲戒処分等について

令和6年11月14日

次のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

1. 処分対象者及び処分内容

令和5年度

処分事由	所属部名	職名	年齢	性別	処分内容
職務怠慢	上下水道部	主査	56	男	減給3か月

※ 所属部名については現在の所属で表記しています。

令和6年度

処分事由	所属部名	職名	年齢	性別	処分内容
職務怠慢	都市建設部	課長	48	男	戒告
職務怠慢	都市建設部	主査	55	男	戒告

2. 処分年月日

令和6年11月14日

3. 処分に至った事実の概要

上下水道部主査は、都市建設部に所属していた令和5年度末に、契約事務を行わず口頭で業者に工事を発注し、また、工事完了のための十分な財源確保がないにもかかわらず、次年度に工事を担当する後任者への明確な引継ぎを怠った。

令和6年度に入り、後任の都市建設部主査および担当課長が予算不足を認識していたにもかかわらず、一部未契約のまま工事を継続させ完了となり、結果的に業者に対する工事費の支払い遅延を生じさせた。

こうした行為は、職全体の不名誉となる行為であることから、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づき処分を行うものである。

4. その他

管理監督義務違反

- ・令和5年度の課長、課長補佐については「戒告」
- ・部長、および令和6年度の課長補佐については「訓告」

5. 市長コメント

本事案につきましては、公務員としての自覚を欠く行為であり、市民の皆様の信用を大きく損ねてしまったことに対し、心よりお詫び申し上げます。

今後は、再発防止策を徹底し、市民への信頼回復に全力で取り組んでまいります。

【担当課】

笠間市 市長公室 人事課

課長 藤田 優

電話：0296-77-1101（内線550）